



資料編

1 計画の策定経過

時 期	内 容
平成30年8月2日	平成30年度第1回西脇市地域福祉計画推進会議 西脇市地域福祉計画の策定について（諮問） ミニ研修「地域福祉の現状について」 講師：関西福祉大学 社会福祉学部 谷口泰司教授 協議事項 ①会議の概要及び進め方について ②計画の位置づけ、市民アンケート調査について
平成30年9月1日 ～9月30日	市民アンケート調査 （西脇市に居住する20歳以上の方、2,000人）
平成30年11月 ～12月	団体アンケート調査 （民生委員児童委員、ボランティア団体、地域活動団体）
平成31年2月25日	平成30年度第2回西脇市地域福祉計画推進会議 協議事項 ①アンケート調査結果について ②第三次地域福祉計画の体系・骨子について
令和元年5月30日	令和元年度第1回西脇市地域福祉計画推進会議 協議事項 ①第二次西脇市地域福祉計画の進捗状況の把握について ②第三次西脇市地域福祉計画の素案について
令和元年8月1日	令和元年度第2回西脇市地域福祉計画推進会議 協議事項 ①第三次西脇市地域福祉計画の素案の協議・修正
令和元年10月11日	令和元年度第3回西脇市地域福祉計画推進会議 協議事項 ①第三次西脇市地域福祉計画の素案の協議・修正 ②パブリックコメントに向けて
令和元年12月1日 ～令和2年1月6日	パブリックコメント実施
令和2年1月23日	令和元年度第4回西脇市地域福祉計画推進会議 協議事項 ①パブリックコメント実施結果の報告 ②第三次西脇市地域福祉計画の策定
令和2年3月	第三次西脇市地域福祉計画策定

2 西脇市地域福祉計画推進会議条例

平成30年 3月30日 条例第2号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定及び円滑な推進を図るため、西脇市地域福祉計画推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画の調査、分析及び評価に関すること。
- (3) その他地域福祉に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 社会福祉団体関係者
- (3) 福祉に関する事業に従事する者
- (4) 公募による市民
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 推進会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長とともに事故があるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、福祉担当部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

3 西脇市地域福祉計画推進会議委員名簿

(敬称略)

区分	所属等		氏名
学識経験のある者	関西福祉大学社会福祉学部教授		○ 谷口 泰司
社会福祉団体関係者	西脇市社会福祉協議会 会長	～R元/6/28	大久保 恵司
		R元/6/28～	長尾 芳明
	西脇市民生委員児童委員連合会 会長		村上 昌紘
	西脇市民生委員児童委員連合会 主任児童委員	～R元/11/30	武部 恵子
		R元/12/1～	仲田 美里
	西脇市社会福祉法人連絡協議会 代表		伊達 恵一
	西脇市老人クラブ連合会 会長	～R元/5/20	真鍋 宣征
		R元/5/20～	岡井 久夫
	西脇市身体障害者福祉協会 会長		小谷 義之
	NPO法人西脇市手をつなぐ育成会 代表		岡野 雅代
白ゆり会家族会 会長		久下 弘	
福祉に関する事業に従事する者	西脇市多可郡医師会 会長		村上 典正
	障害者相談支援事業所 代表		藤井 志帆
	地域包括支援センター 代表		足立 ちづる
	ボランティア団体 代表		中嶋 弘美
公募による市民	公募委員		絹川 恵子
	公募委員		村上 明生
関係行政機関の職員	西脇市校長会 会長	～H31/3/31	笹倉 信男
		H31/4/1～	藤井 修一
	加東健康福祉事務所 監査・福祉課長	～H31/3/31	西田 俊哉
		H31/4/1～	木元 倫代
その他特に必要と認める者	西脇市連合区長会 代表		◎ 齋藤 周藏
	西脇公共職業安定所 代表		片山 功
	保護司会 代表		宮崎 延子

◎会長、○副会長

き～037

30. 8. 2

西脇市地域福祉計画推進会議会長 様

西脇市長 片 山 象 三

西脇市地域福祉計画の策定について（諮問）

本市では、平成26年3月に第2次西脇市地域福祉計画を策定し、地域を構成する全ての人々が主体となって、互いを思いやり、支え合い助け合うことのできる地域社会の実現を目指してきました。

しかしながら、少子高齢・人口減少社会の進行とともに、地域コミュニティの希薄化や支え合いの基盤が弱まってきており、公的支援においては、一層、多様で複合的な課題への対応が求められるようになってきました。

社会構造の大きな変化を背景に、制度・分野ごとの縦割りや支え手と受け手という関係を超えて、地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えたつながりの中で、誰もが役割を持って、活躍できる地域共生社会の実現が求められています。

このような中、今後、本市においても、地域共生社会の概念を踏まえつつ、誰もが安心して共生できる地域福祉を進めていく必要があります。

ついでには、地域福祉の推進に資する次期西脇市地域福祉計画の策定について、西脇市地域福祉計画推進条例の規定により、貴推進会議の意見を求めます。

|| 5 答申

※別紙 答申（案）

6 用語解説

【あ行】

NPO

Non Profit Organizationの略称。NPOは、「民間」の「非営利団体」を指す言葉として用いられ、ボランティア団体や市民活動団体をはじめ、社会貢献活動を行う民間非営利組織に対して使われている。

【か行】

虐待

人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為。殴る、蹴るなどの暴力的な行為だけでなく、本人の意に反する身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫などの心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金などを勝手に使ってしまう経済的虐待などがある。

協働

自治の推進のために市民及び市がそれぞれの果たすべき役割と責務を認識し、対等な立場で、協力、連携すること。

権利擁護

自己の権利や援助ニーズを表明することが困難である人を、あらゆる形態の権利侵害やその可能性から擁護するとともに、生活を送る上で必要な全ての権利を保障するという考え方やその実践

権利擁護センター

日常生活に不安のある高齢者や障害のある人が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、福祉サービスの利用手続や財産管理の援助、悪質商法等の権利侵害、複雑な契約や相続等の法律行為等についての相談・助言等を行う機関

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が生涯に産む子どもの人数を推計したもの。

合理的配慮

障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮

個人情報

個人に関する情報で、その情報に含まれる氏名、生年月日、職業、家族関係、その他の記述等により、特定の個人を識別することができる情報。他の情報と照合することができ、それによって特定の個人が識別できる情報も含む。

子育て学習センター

両親教育指導員による子育ての悩み相談を中心に、親子のふれあいや情報交換、グループの育成や子育て講座等を行う地域子育て支援拠点

子育てコンシェルジュ

コンシェルジュは、本来、ホテルなどで様々な相談や要望に応じる係のこと。子育て中の保護者をサポートするために、茜が丘複合施設Miraie（みらいえ）や子育て応援ステーション『はびいく』などに配置している。

コミュニティ

共同の社会生活の行われる一定の地域又は集団。中でも「地域コミュニティ」という場合は、特に地域との結びつきが強く、人々の自主性と自らの責任において、より住みよい地域づくりを行う住民の集団を指す。

コミュニティビジネス

地域が抱える課題を地域の資源を活用しながらビジネス的な手法によって解決しようとする事業のこと。

【さ行】

災害時要援護者

高齢者世帯、障害のある人、難病患者、妊婦、乳幼児、日本語に不慣れな外国人などの防災対策において特に配慮を要する方のこと。災害時に必要な情報を的確に把握し、自らを守るために安全な場所へ避難できない方が、避難行動において配慮が必要となる。

在宅医療

在宅で行う医療のこと。在宅医療としては、医師による訪問診療、看護師等による訪問看護、理学療法士等による訪問リハビリテーション、歯科医師による訪問歯科診療等がある。

社会福祉法

社会福祉サービスの基礎をなす法律で、社会福祉の目的や理念、原理等を盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉の基礎構造に関する規定が定められている。

自主防災会

地域住民による自発的な防災組織。地域住民相互による「共助」の精神のもとに、地震その他の災害時に安否確認、避難誘導、救出・救助、応急救護活動、初期消火、情報の収集・伝達等、地域の防災活動を担う。

市民後見人

一般市民による成年後見人。認知症や知的障害などで判断能力が十分でない人に親族がいない場合、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や日常生活における契約などを本人の代理として行う人

社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人で、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、社会福祉を目的とする事業を行う組織。事業内容としては、企画及び実施、調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助等がある。

自立相談支援事業

生活に困りごとや不安を抱えている場合の地域の相談窓口で、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う。

生活困窮者

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者のこと。

生活困窮者自立支援法

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる制度

成年後見制度

認知症や知的障害などで判断能力が十分でない人が、不利益な被害を受けることがないように、後见人・保佐人・補助人を選任することにより、法律的に支援する制度

【た行】

第三者評価

社会福祉法人等の事業者や利用者以外の中立的な第三者機関が、事業者の提供する福祉サービスを専門的かつ客観的な立場から総合的に評価するもので、福祉サービスを利用する方々への情報提供、及び事業者のサービスの質の向上を図るため、その結果を公表している。

ダブルケア

育児と介護を同時に行う必要がある状況のこと。晩婚化・晩産化の影響で子育て世代の年齢が上昇する中、子の育児と親の介護を担うことを指すことが多いが、広義では、子だけでなく孫の育児、親だけでなく祖父母の介護も含まれる。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において地域共生社会の実現が盛り込まれており、今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」と位置付けられている。

地域ケア会議

地域包括支援センター等が主催し、地域住民、民生委員児童委員、福祉・保健・医療の専門家等が、住民の福祉等の課題について話し合い、解決方法等を検討する会議

地域自治協議会

「自助・共助・公助を基にした参画と協働のまちづくり」を基本に、地域を将来にわたって持続可能なものとしていくために、地域課題はまず地域で検討し、解決のために取組を進め、地域の様々な団体や事業者、個人などが参加し、住民の力を最大限に発揮できる組織でそれぞれの特性を生かして連携・協働する新しい枠組みの地域自治システムのこと。

地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、日常生活圏域の中で、介護、予防、医療、住まい、生活支援サービスを一体的かつ継続的に提供する体制のこと。

地域包括支援センター

市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする機関

中間支援事業

行政とNPOのみならず、企業とNPO、市民とNPOなど多様な関係性を取り持ち、様々な活動を支援する事業のこと。

DV

ドメスティック・バイオレンスの略称。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から受ける身体的、精神的、性的、経済的な暴力を指す。

デマンド型交通

利用者の事前予約に応じる形で運行する公共交通のこと。運行方式や運行ダイヤ、発着地の組み合わせにより、多様な運行形態がある。西脇市では、自由経路・非固定ダイヤ型の運行形態を予定している。

【な行】

日常生活自立支援事業

認知症高齢者や障害のある人など、判断能力が十分でない人が地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続の援助、利用料の支払い等、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業

認知症

いったん正常に発達した知能が、脳の病的な変化により低下し、日常生活上あるいは社会生活上支障をきたした状態をいう。代表的なものとして、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症がある。

認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者のことであり、認知症サポーター養成講座を受講した人を認知症サポーターと呼んでいる。

ネットワーク

市民個人や集団と集団などの網状のつながりの意味。地域福祉活動は市民の誰もが幸せになることを目指すものだが、その推進を図るためには市民同士をはじめ関係機関・団体などとの能動的で活動的なネットワーク構築が欠かせない。

【は行】

8050問題

引きこもりの長期化等により、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまうこと。80代の親と50代の子で、親が要介護状態に陥ると問題が表面化することに由来する。

バリアフリー

障害のある人や高齢者などが日常生活を送る上での妨げとなる、さまざまな障壁（バリア）を取り除くこと。もとは段差や仕切りの解消などを指したが、現在では、意識や各種制度などあらゆる面において、社会参加を困難にするものを取り除くこととして用いられる。

PDCAサイクル

計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（action）のプロセスを順に実施し、最後のactionではcheckの結果から、最初のplanの内容を見直して、次回のplanに結び付ける。この循環のプロセスを繰り返すことによって、継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法

ボランティア

個人の自由な意思によって金銭的对価を求めず、社会的貢献を行うこと及びそれに携わる人のこと。

ボランティアセンター

地区又は職場や学校においてボランティアに関する事務を行い、ボランティアの活性化を図る組織。市区町村単位で社会福祉協議会と連携して設置されることが多く、ボランティア情報の収集と発信、ボランティアコーディネーター業務、ボランティアに関する教育・研修の場、ボランティアの情報交換の場として機能している。

【ま行】

民生委員児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員（非常勤）であり、ボランティアとして地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助等を行っている。また、民生委員は児童委員も兼ねることとされており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等も行っている。

【や行】

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、人種、障害の有無等にかかわらず、全ての人が利用しやすいように考えられたデザインのこと。

要支援・要介護認定者

日常生活において、介護が必要な状態の軽減や悪化の防止のために支援が必要な状態にある方（要支援者）や、常時介護を必要とする状態にある方（要介護者）と認定された方のこと。